

太田市放課後児童クラブ対策事業実施要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブ対策事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、太田市とする。

(対象児童)

第3条 事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童、その他健全育成上指導を要する児童（以下「放課後児童」という。）とする。

(運営)

第4条 放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）には、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童支援員」という。）を置くこととする。

2 市は、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施することとする。

3 市は、実施に当たって、この事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等を行うように努めることとする。

4 市は、放課後児童の事業の利用に関する相談及び助言並びに利用促進に努めることとする。

5 市は、放課後児童支援員に対する研修等を行い、適切な運営に努めることとする。

6 市は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得てこの事業の支援に当たることとする。

(活動内容)

第5条 クラブの活動は、次により行うものとする。

(1) 家庭及び学校との連携を図り、適切な遊びを与え、健全な心身の発達を図

る。

(2) 好ましい学習習慣や生活態度を養う。

(3) その他生活指導等を行う。

(費用)

第6条 クラブを運営するために必要な経費の一部は、保護者の負担とする。

(委託)

第7条 事業は、市長が認める団体等に委託することができるものとする。

(受託申込等)

第8条 事業を受託しようとするクラブは、別に定める期日までに放課後児童クラブ対策事業運営受託申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定する。

3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後児童クラブ対策事業運営委託決定通知書(様式第2号)により、クラブに通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けたクラブは、通知を受けた日から1週間以内に放課後児童クラブ対策事業委託契約を締結するものとする。

5 第1項の規定による申込みの内容に変更が生じた場合は、放課後児童クラブ対策事業運営受託内容変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

6 受託を受けたクラブは、受託期間終了後速やかに放課後児童クラブ対策事業報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(委託料)

第9条 事業を委託する場合の委託料は、別表の規定並びに国及び県の基準により算定するものとする。

2 前年度に事業を受託していた団体等に引き続き事業を委託する場合において、当該団体等の事業に係る前年度からの繰越金の額が別表の規定により算定される額の2倍を超える額であるときは、当該団体等に対する委託料は、前項の規定にかかわらず、国及び県の基準によってのみ算定するものとする。

(備える帳簿等)

第10条 クラブは、次に掲げる帳簿等を備えておくものとする。

(1) 児童名簿

- (2) 出席簿
- (3) 保育日誌
- (4) 金銭出納帳
(指導、助言等)

第11条 市長は、事業を受託したクラブに対し、指導及び助言等を行うことができる。

2 委託を受けたクラブは、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市学童保育対策事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

項 目	委 託 金 額
運 営 費	児童数10人以上のクラブ 児童割 児童1人 年額 30,000円 （児童数は市内に住所を有する児童で、放課後児童クラブ対策事業運営 受託申請書による。）
施 設 等 賃 借 経 費	1 駐車場料金補助 負担率 1/2 限度額 月額30,000円 2 家賃補助 負担率 全額 限度額 月額90,000円
障 が い 児 受 入 れ 経 費	障害児受入れに必要な経費 障がい児を5人以上受入れているクラブ 年額 800,000円

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名



年度放課後児童クラブ対策事業運営受託申請書

このことについて、次の書類を添えて 年度放課後児童クラブ対策事業運営受託の申請をします。

- 1 放課後児童クラブ会則(規約)
- 2 放課後児童クラブ入所児童及び保護者名簿
- 3 年度放課後児童クラブ対策事業計画書
- 4 年度収支予算書

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

太田市長

印

年度放課後児童クラブ対策事業運営委託決定通知書

年 月 日付けで受託申請のあった放課後児童クラブ対策事業を放課後児童クラブに委託することを決定したので通知します。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名



年度放課後児童クラブ対策事業運営受託内容変更届

このことについて、さきに提出した受託申請書の内容に変更がありましたので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更前
- 3 変更後
- 4 関係書類

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)太田市長

所在地

放課後児童クラブ名

代表者氏名



年度放課後児童クラブ対策事業報告書

年 月 日付けで委託契約を締結した標記の事業が終了したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

- 1 年度放課後児童クラブ事業実績報告書
- 2 年度収支決算書

年度放課後児童クラブ対策事業計画書

1 事業計画

学習

遊び

製作

自然体験等

2 行事予定

月	日	行 事 名	月	日	行 事 名

3 開設日 平日・土曜日・日曜日・祭日・学校休業日

(年間開設予定日数 日)

(上記のうち土曜日の開設日数 日 日・祭日の開設日数 日)

4 開設時間

平日 時 分から 時 分まで

土曜日 時 分から 時 分まで

学校の休業日 時 分から 時 分まで

5 放課後児童支援員（補助員含む。）

氏名	住所		生年月日
資格	経歴		
給与月額	手当	その他	勤務形態
氏名	住所		生年月日
資格	経歴		
給料月額	手当	その他	勤務形態
氏名	住所		生年月日
資格	経歴		
給与月額	手当	その他	勤務形態
氏名	住所		生年月日
資格	経歴		
給与月額	手当	その他	勤務手当

年度放課後児童クラブ対策事業実績報告書

1 事業実績

学習

遊び

製作

自然体験等

2 行事实績

月	日	行 事 名	月	日	行 事 名

3 開設日 平日・土曜日・日曜日・祭日・学校休業日

(年間開設実績日数 日)

(上記のうち土曜日の開設実績日数 日 日・祭日の開設実績日数 日)

4 開設時間

平日 時 分から 時 分まで

土曜日 時 分から 時 分まで

学校の休業日 時 分から 時 分まで